

25 糸魚川市生活福祉資金貸付調査委員会設置 規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 23 号

(目的)

第1条 この規程は、新潟県社会福祉協議会の委託による生活福祉資金貸付事務を適正に処理するため社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に糸魚川市生活福祉資金貸付調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、糸魚川市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、生活福祉資金貸付に関し、次の各号に掲げる事項を調査審議し、その結果を報告するものとする。

- (1) 貸付の適否、貸付条件及び貸付額に関する事項について
- (2) 貸付金の償還に関する事項について
- (3) 保証人、その他必要な事項について

(組織)

第3条 委員会は、糸魚川市地区民生委員児童委員協議会会長7名をもって組織し、会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は委員が互選し、副委員長は委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって開催し、委員長が議長となる。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、専門的事項、その他必要と認めた場合は、担当民生委員児童委員等を出席させ意見を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の調査及び審議内容については、これを公開することができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別

に定めることができる。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。